

北杜市ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）返礼品事業者募集要項

1 目的

北杜市の地元産品等のPRによる産業振興を目的に、本市へ「ふるさと応援寄附金(以下、「ふるさと納税」という。)をされた方に対して、お礼の品(特典)として進呈する商品又はサービス等(以下「返礼品」という。)を提供する事業者を募集する。

2 応募事業者

下記の要件に全て適合する者。ただし、下記の要件に適合しても市が事業者として適当でないと認めた場合は、この限りではない。

- (1) 各種法令を遵守し事業を行う者。
- (2) 市内に本社又は事業所を有する法人、組合、その他団体であること。ただし、本市の地域産業の振興及び魅力発信につながる返礼品を提供する事業者として判断され、かつ市長が認める場合はこの限りではない。
- (3) 市税等の滞納がない者。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員ではない者。

3 返礼品要件

下記の要件に全て適合すること。ただし、下記の要件に適合しても市が返礼品として適当でないと認めた場合は、この限りではない。

- (1) 地場産品基準(総務省告示第179号第5号)に該当するもののほか、次号の要件を満たすもの
- (2) 返礼品は、製造等に関し許認可資格が必要なものがある場合は、適法な手続きを済ませているもの
- (3) 飲食物の場合は、原則として寄附者に返礼品到着後、ある程度(おおよそ5日以上)の消費期限・賞味期限が保証されているもの。ただし、生鮮食品等の鮮度が高く要求される返礼品については、この限りではないが、返礼品が適切に寄附者の手元に届くよう配慮すること。

4 返礼品の価格

返礼品の価格は、商品代金・梱包料・手数料・消費税を含んだ価格(以下「調達価格」という。)とする。なお、送料については調達価格に入れないものとする。

5 返礼品の発送

事業者は返礼品の発送に関し、次の業務を行うこととする。

- (1) 市からの発注に対し、遅延無く速やかに寄附者に発送すること。なお、季節により、

収穫する特産品や期間限定品の場合はこの限りではない。

- (2) 返礼品の内容に関する寄附者への対応は、事業者が行うこと。

6 募集期間

随時募集 ※商品によって承認に時間を要する場合がある。

7 申込及び承認

下記書類に必要事項を記入し、必要書類を添えて提出すること。

- (1) 北杜市ふるさと応援寄附金「返礼品」事業者申込書（様式1）
- (2) 商品の写真（印刷物・データ可）
- (3) 事業者の所在、概要がわかるもの（様式任意・パンフレット可）
- (4) 市内事業者においては承諾書（様式4）

市外事業者においては市税等滞納がない証明書

- (5) 返礼品となる商品の製造、販売等にあたり許認可資格が必要な商品はその許認可証等の写し

上記書類にて確認の上、承認の可否を決定し、承認結果通知書（様式2）を通知する。

8 個人情報の取扱い

事業者は、業務を遂行にあたり、寄附者の氏名、住所、電話番号等の個人情報について厳重に取り扱うとともに、「北杜市個人情報保護条例」及び関係法令等を順守すること。なお、事業者でなくなった場合も同様とする。

寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的には使用できない。ただし、返礼品送付時に同封したパンフレット等による販売促進で、事業者が寄附者から独自に入手した個人情報は対象外とする。

9 報告義務

次のいずれかに該当するときは速やかに北杜市に報告すること。

- (1) 返礼品の発送に遅延が生じたとき。
- (2) 返礼品が販売中止または終了など、寄附者に対して商品の提供ができないおそれが生じたとき。
- (3) 返礼品の品質に対するクレームや発送過程で事故が生じたとき。
- (4) 申込時と返礼品の内容が変更になる恐れが生じたとき。

10 承認の解除等

事業者、又はその返礼品がふさわしくないと認められた場合若しくは市税を滞納した場合には、事業者の承認を取り消し、承認解除通知書（様式3）を通知する。

なお、地方税法の改正等により、ふるさと納税制度が変更又は廃止となった場合は、返礼品の提供は中止となる場合がある。

附 則 この要項は、平成31年3月25日から施行する。

附 則 平成4年4月1日